

家計急変の申請があったとき

～提出書類とチェックポイント～

1

家計急変世帯への支援の概要

- 家計急変申請は、災害等により保護者等全員の収入が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当まで減少した世帯に対して給付を行うものです。
- 当該年度の課税証明書等では、家計急変の実態が把握できないため、課税証明書等に加え、非課税相当であることを算定するための書類を家計急変発生事由に応じて提出してもらう必要があります。
- 給付額は、家計急変が発生した時期により異なります。

2

家計急変申請の該当条件

生活保護受給世帯の場合は、高校生等本人が生業扶助を受けていないこと

- 保護者等の県民税・市町村民税の所得割額に課税があること。
→保護者等全員が非課税の場合は通常申請で受け付けてください。
- 家計急変により、保護者等全員の県民税・市町村民税の所得割額が非課税相当になると見込まれること。
- 家計急変発生日が、対象期間内であること。
- 家計急変事由が下記のいずれかに該当すること。
減収、失職、死別・離婚、疾病、被災
※ 定年退職など、あらかじめ減収等が見込まれる場合は対象外です。
※ 上記以外の場合は高校教育課までご連絡ください。

【家計急変の対象期間】
 ・前倒しでの受付
 令和4(2022)年1月～令和6(2024)年4月
 ・通常募集(7月以降)
 令和5(2023)年1月～

保護者等の対象判定

例 1



↓

○ 審査対象

例 2



↓

✕ 審査対象外

例 3



↓

○ 審査対象

※災害等による住民税減免は世帯構成員全員に適用されるため

提出書類等

※(2)②においては、**マイナンバー不可**
 ※ふたり親で、ともに課税が有り、家計急変の場合は、二人分の(2)の提出が必要

- (1) 熊本県奨学のための給付金交付申請書
- (2) 保護者等全員分の県・市町村民税の所得割額が非課税相当であることが確認できる書類において、**次のすべて**（写し可）
- ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
- ②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- ③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
- 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族分の健康保険証の写し等
- (3) 振込口座が確認できる書類
- (4) 扶養誓約書
- ※給付額が第2子以降「143,700円」となる場合に提出

} 迷いやすいポイント!

5

1. 減収

〈家計急変**発生事由**を確認できる書類〉
 申立書
 （休業通知、罹災証明書等）

〈家計急変**前**の所得を確認できる書類〉
 最新の課税証明書（各所得控除額が分かるもの）

〈家計急変**後**の所得を確認できる書類〉
 給与所得者：原則、勤務先が発行した給与見込証明書（向こう1年間）
 提出ができない場合は、家計急変後の給与明細等（3か月分）

事業所得者：税理士又は公認会計士の作成した事業所得見込証明書（向こう1年間）
 提出ができない場合は、事業所得者が作成した事業所得見込証明書
 及び直近の確定申告書の写し

～対象者の具体例～

- ・雇用は続いているが、会社都合による勤務日数等の減少に伴う減収
- ・自営業で、災害等により営業ができないうこと等に伴う減収

6

2. 失職

〈家計急変**発生事由**を確認できる書類〉

- ・ 申立書
- ・ 離職票（1・2）又は雇用保険受給資格者証の写し
 - 離職理由の確認
 - ：雇用保険に関する業務取扱要領（厚生労働省）の離職理由一覧表における離職区分（1A,1B,2A,2B,2C,3A,3B,3C,3D）の場合、失職に該当する。

失職の対象は、労働者の責任によらない退職（自己都合・定年退職は対象外）

※けがや病気での退職の場合は、疾病での申請ができる可能性があります。

〈家計急変**前**の所得を確認できる書類〉

課税証明書（各所得控除額が分かるもの）

〈家計急変**後**の所得を確認できる書類〉

- ・ 再就職している場合は、原則、会社発行の給与見込証明書（向こう1年間）又は給与明細（3か月分）
 - 継続して減収が見られるかの確認

7

3. 死別・離婚

〈家計急変**発生事由**を確認できる書類〉

- ・ 申立書
- ・ 戸籍全部事項証明書

離婚調停中は対象外

〈家計急変**前**の所得を確認できる書類〉

課税証明書（各所得控除額が分かるもの）

〈家計急変**後**の所得を確認できる書類〉

不要

→申請者の収入に変化はないこととし、昨年度の収入に扶養親族を考慮して算定

8

4. 疾病

〈家計急変**発生事由**を確認できる書類〉

- ・診断書 又は 通院の事実が分かる書類
- ・申立書

〈家計急変**前**の所得を確認できる書類〉

課税証明書（各所得控除額が分かるもの）

病气やけが等で自己都合退職となった場合や、減収になった場合を想定

〈家計急変**後**の所得を確認できる書類〉

給与所得者：・原則、会社発行の給与見込み（向こう1年間）

提出できない場合は、給与明細（3ヶ月分）

・疾病に係る休職で向こう1年間の給与が一切ない場合は、

休職証明書（向こう1年間の給与が一切ない旨を記載）

※労働基準法第26条に基づく休業手当は給与とみなします。

事業所得者：税理士又は公認会計士の作成した事業所得見込証明書（向こう1年間）

提出ができない場合は、事業所得者が作成した事業所得見込証明書

及び直近の確定申告書Bの写し

9

5. 被災

〈家計急変**発生事由**を確認できる書類〉

- ・申立書
- ・罹災証明書等

住宅が被災した場合を想定

〈家計急変**前**の所得を確認できる書類〉

課税証明書（各所得控除額が分かるもの）

〈家計急変**後**の所得を確認できる書類〉

原則不要。

※高校教育課で各市町村の住民税減免規定に則り算定し、課税があると判定された場合、市町村発行の減免通知等が発行されるまで交付決定は保留する。

10

申請書のチェックポイント 1

別記第1号様式

熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県教育長 様

年 月 日

私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

申請内容に該当するいずれかの□にレ点を付けてください。

申請区分	全学年選択可		新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）	
	<input type="checkbox"/> 1年間分	<input type="checkbox"/> 4月～6月分（前倒し給付）	<input type="checkbox"/> 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家計急変（ 月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）			

認定基準日以降の日付が記入されているか？
 : 7月2日以降に家計急変が発生した場合、家計急変発生月の翌月1日です。ただし、家計急変発生日が月の初日の場合は、その日が認定基準日となります。

(例1) 7月11日付で業績悪化による解雇となった。
 →基準日: 8月1日
 申請内容: 7月から家計急変のため

(例2) 精神疾患で12月1日から休業することになった。
 →基準日: 12月1日
 申請内容: 12月から家計急変のため

- ・家計急変にチェックが入っているか？
- ・家計急変発生月が記入されているか？

R6.4 高校教育課修学支援班

11

申請書のチェックポイント 2

R6.4 高校教育課修学支援班

【表面】

【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】

基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、生活保護受給証明書を提出します。 → 裏面【5 振込口座の届出】へ進んでください。
②	<input checked="" type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。 → 裏面【3 保護者等の収入の状況について】へ進んでください。

②にチェックが入っているか？

12

申立書のチェックポイント

2 申立内容

特内に申請者の家計急変に至る事由を記入してください。
(いつから、どのような理由で、申請者の収入にどのような影響があったのか等)

- いつから（家計急変の発生時期）
- どのような理由で（家計急変の原因・経緯）
- 収入にどのような影響があったのか（減収の状況）
- いつまでその状況が続くのか

事由が減収や疾病のとき等に証明が必要です。

申請者氏名

年	月	日
会社名		
代表者名		印

（記入例1）

4月中旬から会社より経営不振等を理由に勤務時間が短縮された。給料は昨年度に比べて月4万円ほど減っている。今後3ヶ月はこの状況が継続する見込みで、例年20万円ほどあったボーナスもカットされる予定。

休職手当の有無を追記

（記入例2）

〈生徒氏名〉の父である〈父氏名〉が8月下旬に脳梗塞で倒れた。そのまま3ヶ月間入院し、1月末まで自宅療養のため休職予定。私（申請者）のパート代だけでは学費をまかなえない。

- 勤め先からの証明は受けていますか？
- 自営業の場合、代表者として証明をしていますか？

13

保護者等から申請の相談があったとき まずは以下を確認してください。

課税世帯ですか？

- 生活保護受給世帯の場合、高校生等本人が生業扶助を受けていない世帯ですか？
- 非課税世帯の場合は通常申請を案内してください。

保護者等全員が非課税相当と見込まれますか？

- ふたり親の場合は、2人とも非課税相当でないと給付の対象となりません。

家計急変事由は申請対象となりますか？

- 失職の場合、疾病などによらない自己都合退職は給付の対象となりません。
- 離婚の場合、離婚成立後でなければ家計急変発生とはなりません。

※ 判断に迷う場合は、高校教育課（096-333-2675）へお尋ねください。

14